

【主な内容】

「事業所見学会」の報告
「就労支援セミナー」の報告

進路通信No.3

れいぼく

【発行】

令和5年9月29日(金)
福井県立嶺北特別支援学校
進路指導部

事業所見学会

7月14日(金)に、保護者の方を対象とした以下の事業所見学会を行いました。

【坂井地区】・「クリクラ北陸」:(就労継続支援A型)

・「つづきの家」:(就労移行支援、就労継続支援B型)

【福井地区】「虹の会(福祉作業所、凧の里、がんばるはうす)」:(就労継続支援B型、生活介護)

施設の概要や仕事内容等についての説明を聞き、利用者の方が働かれている様子を間近で見せてもらい、それぞれの事業所の雰囲気を実感することができました。保護者の方は、その場で疑問に感じたことを質問したり、現場の職員の方からお話を伺ったりしました。また、日課や通勤方法などに加えて、保護者目線で将来利用する事業所を決める際のポイントやグループホームについても詳しく説明していただきました。

この見学会が、卒業後の進路について具体的に考える良い機会になったのではないかと思います。たくさんの方々に御参加いただき、ありがとうございました。

【事後アンケートから抜粋】

- ・紙面の情報だけでは分からないこともたくさんあるので、実際に見学できてとても勉強になりました。
- ・就労移行、A型、B型の違いやメリット、デメリットを詳しく聞くことで、正確なイメージをつかむことができました。
- ・将来の生活に不安を感じていたが、寄り添っていただける方がいるということで気が楽になりました。子が小さい頃からも将来の見通しを親が持てる機会があることはとても重要だと思います。
- ・学校を卒業したら働くことはばかり考えていましたが、本人にとって何が大切なのか考えていきたいと思いました。

【見学や説明の様子】



クリクラ北陸



つづきの家



虹の会

就労支援セミナー

保護者や教職員が職業や就労について正しく理解し、基本的な就労支援の方法等の知識を高め、具体的な就労支援をスムーズに行えるようにするという目的の下、福井労働局主催の就労支援セミナーが、7月26日(水)に本校音楽室にて開催されました。今年度は保護者、教職員合わせて42名が参加しました。当日は、お二人の講師による講演があり、就労や雇用支援の立場からお話を伺いました。講演は予定された時間を超えて行われたため、質疑応答の時間は短縮されましたが、終了後も数名の保護者や教職員が個人的に話を聞きに行くなど、さらに理解を深めようとされていました。

講演①「障害者雇用の現状と相談援助等について」

ハローワーク三国 雇用指導官 山本 泰隆 氏

障害者雇用のルールについて

従業員が一定数以上の事業主は、従業員に占める身体障害者・知的障害者・精神障害者の割合を「法定雇用率」以上にする義務がある。(障害者雇用促進法 43 条第 1 項) 民間企業の法定雇用率は 2.3%で、従業員 43.5 人以上雇用している事業主は、障害者を 1 人以上雇用しなければならない、毎年 6 月 1 日現在の障害者の雇用に関する状況、障害者雇用状況報告をハローワークにする義務がある。

障害者雇用率制度について

障害者雇用率とは、障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を確保することとし、常用労働者の数に対する割合(障害者雇用率)を設定し、事業主に障害者雇用率達成義務を課することにより、それを保証するものである。雇用・就業は、障害者の自立・社会参加のための重要な柱であり、障害者が能力を最大限発揮し、適性に応じて働くことができる社会を目指している。

ハローワークについて

求人情報の提供について、来所者用パソコンを自由に使って全国の求人を探すことができる。希望する仕事の一覧や求人票を閲覧・印刷できる。求人情報誌の発行や就職面接会、セミナー情報の提供などを行っている。自宅のパソコンから「ハローワークインターネットサービス」で、ハローワークの求人情報を検索できる。

職業相談・職業紹介について、一般求人、障害者専用求人、A型事業所への紹介を行う。応募に必要な紹介状を発行し、面接日時の調整を行う。履歴書の書き方についてアドバイスする。気になる求人の応募状況が確認できる。

講演②「卒業後のサポートと支援事例紹介」

社会福祉法人 慶長会 障害者就業・生活支援センター ふっとわーく 主任就業支援担当者 分野 得郎 氏

障害者就業・生活支援センター事業について

障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保険、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、障害者雇用の促進と安定を図ることを目的として設置されている。

事業の支援対象者について

一般就労を希望している方、在職中の方で、障害者手帳の有無は問わない。利用料は無料。利用期間の定めはないが、本人から登録解除の申し出があった場合、3 年間相談が 1 度もなかった場合に登録が終了となる。就職先の紹介や斡旋はしていない。在学中であれば、卒業年時(最終学年)から支援を受けることができる。

支援の概要について

障害のある方の就労に係わる支援・生活に係わる支援、企業への雇用管理に係わる支援に分けられる。就労については、就職に向けた相談、就職準備に関して、就職活動について、職場定着に向けての支援がある。生活については、生活の自己管理について、各種制度やサービスについての情報提供などの支援がある。